平成２１年（再イ）第５０号
福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田131番地　県営住宅４―20
再生債務者　石井　貴子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（再イ）第６４号
神奈川県座間市立野台１丁目４番12号
再生債務者　伊良波ダニエル
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（再イ）第７９号
神奈川県相模原市矢部１丁目18番６号
再生債務者　新井由香理
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（再イ）第５４号
愛知県豊橋市植田町字西新切45番地の３
再生債務者　杉田　正貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再イ）第５５号
愛知県豊橋市植田町字西新切45番地の３
再生債務者　杉田　明美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再イ）第７６号
和歌山市和田897番地の２
再生債務者　ベンリーホームオオスミこと　大住　知義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（再イ）第９６号
熊本県菊池市泗水町吉富175番地52
再生債務者　髙本　孝幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再イ）第１０４号
熊本市尾ノ上４丁目20番22―302号
再生債務者　石坂　正博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日
熊本地方裁判所民事第１部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第92号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年３月12日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成22年３月31日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Ｌ108号
2、名称　株式会社阪神計器製作所
3、住所　兵庫県尼崎市神田中通４丁目163番地
4、特定計量器の種類　水道メーター

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構中部支社公告第４号
平成15年２月20日都市基盤整備公団中部支社公告第11号で公告した公共下水道工事が、次のとおり一部完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。
平成22年３月31日
名古屋市中区錦三丁目５番27号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　横山　哲郎
1　特定公共施設の種類及び名称　常滑市公共下水道
2　工事一部完了の区域　常滑市字奥夏敷、字南飛渡、字千代（以上雨水）
常滑市字北古千代、字南古千代、字黒山、字飛渡、字南飛渡、字奥夏敷、字千代（以上汚水）
3　工事の種類　下水道工事（雨水及び汚水）
4　工事完了の日　平成22年３月26日

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第18号
平成14年２月21日都市基盤整備公団関西支社公告第25号で公告した、公共下水道工事の一部が次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。
平成22年３月31日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　斉藤　　親

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
茨木都市計画下水道事業 茨木市安威川流域関連公共下水道 処理分区 西部第１分区の一部	（処理分区） 大阪府茨木市彩都やまぶき五丁目の一部	公共下水道工事	平成22年３月31日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
平成22年３月31日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　井上　啓一
記
1．⑶⑳イ(ハ)のうち、「平成22年３月31日」を「平成23年３月31日」に改める。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。
平成22年３月31日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　井上　啓一